



栃木県公報

平成30(2018)年
10月19日(金)
第3031号

目 次

告 示

○栃木県一般会計補正予算等..... 797

○予定保安林..... 801

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 803

○同..... 804

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定に係る変更..... 805

○同..... 805

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定辞退..... 806

○収去飼料検査結果の概要..... 807

公 告

○認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新..... 808

公 安 委 員 会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 809

正 誤

○平成30(2018)年号外第49号中..... 812

告 示

栃木県告示第522号

平成30年度栃木県一般会計補正予算(第1号)等については、平成30(2018)年10月11日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成30(2018)年10月19日

栃木県知事 福田 富一

1 平成30年度栃木県一般会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2016」を踏まえつつ、安全で安心な暮らしの実現など、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、57億1,324万円の増額となり、既定予算が8,034億1,000万円であったので、補正後の予算総額は、8,091億2,324万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	252,000,000		252,000,000
2 地方消費税清算金	75,140,000		75,140,000
3 地方譲与税	34,200,000		34,200,000

4	地 方 特 例 交 付 金	1,000,000		1,000,000
5	地 方 交 付 税	119,800,000		119,800,000
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	600,000		600,000
7	分 担 金 及 び 負 担 金	2,819,894	94,821	2,914,715
8	使 用 料 及 び 手 数 料	11,012,356		11,012,356
9	国 庫 支 出 金	86,251,275	1,082,127	87,333,402
10	財 産 収 入	1,538,656		1,538,656
11	寄 附 金	86,662	1,000	87,662
12	繰 入 金	26,232,665	861,211	27,093,876
13	繰 越 金	1,000,000	859,582	1,859,582
14	諸 収 入	90,628,492	11,499	90,639,991
15	県 債	101,100,000	2,803,000	103,903,000
	合 計	803,410,000	5,713,240	809,123,240

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,495,521	3,994	1,499,515
2 総 務 費	37,779,683	1,276,672	39,056,355
3 民 生 費	100,140,842	106,557	100,247,399
4 衛 生 費	59,392,741	266,110	59,658,851
5 労 働 費	2,385,907	32,030	2,417,937
6 農 林 水 産 業 費	36,340,412	905,590	37,246,002
7 商 工 費	64,642,719	179,547	64,822,266
8 土 木 費	86,382,316	1,730,000	88,112,316
9 警 察 費	43,625,949	261,740	43,887,689
10 教 育 費	184,885,247	951,000	185,836,247
11 災 害 復 旧 費	2,643,412		2,643,412
12 公 債 費	103,837,851		103,837,851
13 諸 支 出 金	79,357,400		79,357,400
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	803,410,000	5,713,240	809,123,240

(3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	201,947,389		201,947,389
2 公 共 事 業 費	50,691,275	890,551	51,581,826

3	建設事業費	66,474,592	3,487,812	69,962,404
4	公債償還費	103,837,851		103,837,851
5	主要義務費	126,056,096	5,157	126,061,253
6	税交付金等	79,357,400		79,357,400
7	一般行政費	81,913,875	517,294	82,431,169
8	受託事務費	1,518,428		1,518,428
9	県単補助金	13,275,230	812,426	14,087,656
10	県単貸付金	69,482,253		69,482,253
11	災害復旧費	2,567,810		2,567,810
12	直轄事業負担金	6,287,801		6,287,801
	合計	803,410,000	5,713,240	809,123,240

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
[総合政策部] 1 地方創生拠点整備基金積立金	314,672	地方創生拠点整備交付金による基金の積立に要する経費 ・目的 まち・ひと・しごと創生に資する施設整備等 ・実施期間 平成30(2018)～31(2019)年度
[経営管理部] 2 県庁舎等ブロック塀等緊急対策事業費	182,000	県庁舎等におけるブロック塀等の安全対策に要する経費 ・対象施設 38施設
[保健福祉部] 3 喫煙対策事業費	2,090	喫煙対策に要する経費の補正 (補正前) 1,203 → (補正後) 3,293 ・事業内容 受動喫煙防止に関する普及啓発資材作成等
4 障害者福祉施設整備助成費	48,600	障害者福祉施設の整備への助成に要する経費の補正 (補正前) 61,855 → (補正後) 110,455 ・補助対象 生活介護事業所 ・補助率 3/4(国 1/2、県 1/4)
[産業労働観光部] 5 絨織物技術支援センター整備費	166,619	絨織物技術支援センターの整備に要する経費 1 建設工事費 49,762 2 解体工事費 79,926 3 設計委託等 36,931 ・継続費 平成30(2018)～31(2019)年度 ・継続費総額 610,288 〔事業概要〕 ・規模 S造平屋建 延床面積 約1,000㎡ ・整備地 現在地(小山市福良) ・事業期間 平成30(2018)～32(2020)年度 ・総事業費 約6.7億円 ・供用開始 平成32(2020)年4月予定

6 I C T等活用促進 事業費	2,500	県内中小企業者等における I C T等の活用の促進に要する経費 ・事業内容 幅広い産業分野の事業者への専門家の派遣、支援 機関向け I C T等活用促進講習会の開催
7とちぎのいいもの・ いいわざ海外展開 促進事業費	3,000	欧州地域における県産品の販路開拓の促進に要する経費 ・事業内容 食品関連バイヤーの招へい
8技能五輪・アビリン ピック選手育成 強化等推進事業費	30,000	県内中小企業者等における若年技能者の技能向上支援に要する 経費 ・基金造成先 栃木県職業能力開発協会
〔産業労働観光部・議 会事務局〕 9浙江省・香港との 交流促進事業費	11,422	友好提携協定締結25周年を迎える浙江省との交流促進及び香 港における観光トップセールス等のための中国訪問に要する経費
〔農政部〕 10とちぎ農産物香港 プロモーション 事業費	5,366	原発事故に伴う日本産食品に対する輸入規制が緩和された香港 における県産農産物のプロモーションに要する経費
11公 共 事 業 費	890,551	(補正前) 7,597,907 → (補正後) 8,488,458
〔県土整備部〕 12芳賀・宇都宮L R T 整備事業費補助金	780,000	宇都宮市及び芳賀町が実施するL R T整備事業に対する助成 ・補助総額 上限83億円
13県庁正門前交差点 改良事業費	30,000	県庁正門前交差点の改良に向けた調査設計に要する経費 ・事業計画 平成30 (2018) 年度 調査設計 平成31 (2019) 年度 改良工事
14道路照明E S C O 事業費 (債務負担行為)	(2,040,000)	道路照明のL E D化をE S C O事業により実施するための債務 負担行為 ・実施期間 平成31 (2019) ~ 40 (2028) 年度 ・実施地域 県央地域 ・事業内容 L E D照明への更新、維持管理等
〔共通〕 15緊急防災・減災対策 事業費	1,400,000	災害に強い県土づくりの推進のための緊急防災・減災対策事業 の実施に要する経費の補正 (補正前) 1,000,000 → (補正後) 2,400,000 1 道 路 300,000 2 河川・砂防 1,100,000
16公共事業関連調査費	300,000	防災・減災対策等の推進に向けた、交付金事業の円滑な導入の ための測量、設計等に要する経費の補正 (補正前) 364,715 → (補正後) 664,715 1 道 路 120,000 2 河川・砂防 180,000
〔教育委員会事務局〕 17県立学校ブロック塀 等緊急対策事業費	401,000	県立学校におけるブロック塀等の安全対策に要する経費 1 高等学校 400,000 ・対象校 31校 2 特別支援学校 1,000 ・対象校 1校

18県立学校空調設備整備事業費	500,000	生徒の適切な学習環境を確保するための空調設備の整備に要する経費 ・対象校 13校 ※普通教室への空調設備未設置校
19県立学校施設長寿命化推進事業費	50,000	「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づく県立学校施設の計画的な改修等に要する経費の補正 (補正前) 1,647,594 → (補正後) 1,697,594 1 高等学校 45,000 ・対象校 7校(設計) 2 特別支援学校 5,000 ・対象校 1校(設計)
[警察本部] 20芳賀・宇都宮LRT関連交通安全施設整備費	43,740	LRTの運行時における円滑な道路交通を確保するための交通管制エリアの拡大に要する経費 ・事業内容 信号機の制御方法の設計等
21警察施設ブロック塀緊急対策事業費	218,000	警察施設におけるブロック塀の安全対策に要する経費 ・対象施設 62施設

2 平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

公益財団法人栃木県産業振興センターが行うとちぎ未来チャレンジファンド事業に対する損失補償のための債務負担行為を設定する必要があることから、平成30年度栃木県小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計予算を補正したものである。

(単位 千円)

事 項 名	限 度 額	説 明
栃木県産業振興センターが行うとちぎ未来チャレンジファンド事業に対する損失補償	4,500,000	公益財団法人栃木県産業振興センターが行うとちぎ未来チャレンジファンド事業に対する損失補償に係る債務負担行為 ・期間 平成30（2018）年度から平成40（2028）年度まで

3 平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

流域下水道建設事業費について、繰越明許費を設定する必要があることから、平成30年度栃木県流域下水道事業特別会計予算を補正したものである。

(財政課)

栃木県告示第523号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成30（2018）年10月19日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市酒野谷字伏石1349から1351まで、1354、字バビトコロ1356から1362まで、1364、字高保呂1368、1370から1373まで、字猪入1376-1、1376-2、1377から1380まで、1382、字人場1383から1385まで、字矢沢1386、1395から1398まで、1400から1402まで、字四十曲1387から1392まで、1394、字南沢1403-1、1403-2、1404から1408まで、1411から1415まで、1595-2から1595-7まで、1605から1621まで、字サイノ河原1416、字入ツンボロ1417、1418-2、1419から1421まで、1423、1428、1430、1432、1433、字馬不入1429、字出戸馬不入1434、1436、1438、1439、字亀石沢1440から1452まで、字大沢入口1454、1455、字

滝ノ沢1456から1468まで、1470、1471、1474から1477まで、1479から1481まで、1485、1486、1489から1491まで、1496-1から1496-7まで、1497から1502まで、1504から1506まで、字叶沢1492、1493、1494-1から1494-6まで、1495-2、1495-3、1495-5、1495-7から1495-9まで、字長沢1507から1517まで、1520から1523まで、字女房山1524、字小沢1525から1528まで、1530、1532から1534まで、1536、1537、字へつ玉沢1538から1543まで、1544-1、1545-1、1545-2、字足駄ヶ沢1546から1549まで、1552から1554まで、1555-1、1555-7、1555-9から1555-11まで、1556-1から1556-9まで、1557、1558、1561、1563、1564、1567から1569まで、1572、字大へら1573から1576まで、1578、1583、1585から1588まで、1590、1592、1594-2から1594-4まで、1594-6から1594-10まで、字小戸沢1589、1596-1から1596-6まで、1596-8、1596-9、1596-11、1597から1599まで、1600-1、1600-2、1601から1603まで、字千番沢1622-1、1622-2、1623から1626まで、字ウツキ沢1629から1642まで

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市酒野谷字伏石1349から1351まで、1354、字バビトコロ1356から1362まで、1364、字高保呂1368、1370から1373まで、字猪入1376-1、1376-2、1377から1380まで、1382、字人場1383から1385まで、字矢沢1386、1395から1398まで、1400から1402まで、字四十曲1387から1392まで、1394、字南沢1403-1、1403-2、1404から1408まで、1411から1415まで、1595-2から1595-7まで、1605から1621まで、字サイノ河原1416、字入ツンボロ1417、1418-2、1419から1421まで、1423、1428、1430、1432、1433、字馬不入1429、字出戸馬不入1434、1436、1438、1439、字亀石沢1440から1452まで、字大沢入口1454、1455、字滝ノ沢1456から1468まで、1470、1471、1474から1477まで、1479から1481まで、1485、1486、1489から1491まで、1496-1から1496-7まで、1497から1502まで、1504から1506まで、字叶沢1492、1493、1494-1から1494-6まで、1495-2、1495-3、1495-5、1495-7から1495-9まで、字長沢1507から1517まで、1520から1523まで、字女房山1524、字小沢1525から1528まで、1530、1532から1534まで、1536、1537、字へつ玉沢1538から1543まで、1544-1、1545-1、1545-2、字足駄ヶ沢1546から1549まで、1552から1554まで、1555-1、1555-7、1555-9から1555-11まで、1556-1から1556-9まで、1557、1558、1561、1563、1564、1567から1569まで、1572、字大へら1573から1576まで、1578、1583、1585から1588まで、1590、1592、1594-2から1594-4まで、1594-6から1594-10まで、字小戸沢1589、1596-1から1596-6まで、1596-8、1596-9、1596-11、1597から1599まで、1600-1、1600-2、1601から1603まで、字千番沢1622-1、1622-2、1623から1626まで、字ウツキ沢1629から1642まで

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年10月19日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類
西真岡アクセプト インターナショナル クリニック	真岡市高勢町3-203-1	医療法人大香会 理事長 仲島 大輔	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 西 那須野店	那須塩原市西朝日町 6-42	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
SFC薬局 天神 店	小山市天神町1-8-16	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 た かせ店	真岡市高勢町1-143	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 雨ヶ谷店	小山市雨ヶ谷824-46	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
SFC薬局 箱森 店	栃木市箱森町51-38	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
SFC薬局 東城 南店	小山市東城南5-6-28	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 石 橋店	下野市石橋812-2	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 は やぶさ店	真岡市並木町3-10-2	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
SFC薬局 越戸 店	宇都宮市越戸3-15-25	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
ミドリ調剤薬局	小山市乙女794-5	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 佐 野赤門店	佐野市亀井町2641	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 足 利店	足利市上渋垂町335-1	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 小 山ひがし店	小山市駅東通り1-31-16 柏コーポ106号	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療
クオール薬局 荒 町店	真岡市荒町3-46-10	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30(2018)年 10月1日	精神通院医療

S F C 薬局 西城 南店	小山市西城南 6-3-13	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
有限会社エド川薬 局 サフラン薬局	宇都宮市中今泉 3-13-22	有限会社エド川薬局 代表取締役 田中 千裕	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
クオール薬局 小 山城東店	小山市城東 1-2-24	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
すみれ薬局	鹿沼市西茂呂 3-8-1	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
S F C 薬局 佐野 店	佐野市堀米町 3921-3	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
クオール薬局 小 山駅南店	小山市駅南町 5-17-8	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
カトリア薬局	宇都宮市屋板町 132-8	クオール分割準備株式会社 代表取締役 荒木 勲	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
しもつが薬局 大 平町店	栃木市大平町川連 419-9	株式会社市山 代表取締役 石橋 弘忠	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療
L C 訪問看護リハ ビリステーション	下野市駅東 3-6-9 ロコビレッジ 1 F 3692・3693	株式会社Life-Cue 代表取締役 吉田 優	平成30 (2018) 年 10月 1日	精神通院医療

栃木県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年10月19日

栃木県知事 福田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
クオール薬局 西 那須野店	那須塩原市西朝日町 6-42	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療
S F C 薬局 佐野 店	佐野市堀米町 3921-3	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 小 山駅南店	小山市駅南町 5-17-8	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 荒 町店	真岡市荒町 3-46-10	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療
S F C 薬局 天神 店	小山市天神町 1-8-16	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 は やぶさ店	真岡市並木町 3-10-2	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 小 山城東店	小山市城東 1-2-24	クオール分割準備株式会社	平成30 (2018) 年 10月 1日	育成医療及び 更生医療

クオール薬局 石橋店	下野市石橋812-2	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
SFC薬局 箱森店	栃木市箱森町51-38	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 たかせ店	真岡市高勢町1-143	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 雨ヶ谷店	小山市雨ヶ谷824-46	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 足利店	足利市上洪垂町335-1	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
SFC薬局 東城南店	小山市東城南5-6-28	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
ミドリ調剤薬局	小山市乙女794-5	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 小山ひがし店	小山市駅東通り1-31-16柏コーポ106号	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
SFC薬局 西城南店	小山市西城南6-3-13	クオール分割準備株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
ウエルシア薬局 日光今市店	日光市芹沼石神殿1461-2	ウエルシア薬局株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
みのり薬局	河内郡上三川町しらさぎ2-25-7	株式会社フォルマン	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療

栃木県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30(2018)年10月19日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
共創未来 那須塩原薬局 (ファーマみらい 那須塩原薬局)	那須塩原市大原間西1-6-6	株式会社ファーマみらい 代表取締役 清原 陽子	平成30(2018)年9月22日	精神通院医療
WADEWADE訪問看護ステーション宇都宮 (WADEWADE訪問看護ステーション)	宇都宮市下栗町2913-1	yoboiryo株式会社 代表取締役 川上 智之	平成30(2018)年4月1日	精神通院医療

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30 (2018) 年10月19日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ピノキオ薬局 真岡西店	真岡市長田5-8-10 (真岡市長田601-2)	株式会社ピノキオ薬局	平成30(2018)年 6月30日	育成医療及び 更生医療
共創未来 那須塩原薬局(ファーマみらい 那須塩原薬局)	那須塩原市大原間西 1-6-6	株式会社ファーマみらい	平成30(2018)年 9月22日	育成医療及び 更生医療

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30 (2018) 年10月19日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
クオール薬局 西那須野店	那須塩原市西朝日町 6-42	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
SFC薬局 佐野店	佐野市堀米町3921-3	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 小山駅南店	小山市駅南町5-17-8	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 荒町店	真岡市荒町3-46-10	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
SFC薬局 天神店	小山市天神町1-8-16	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 はやぶさ店	真岡市並木町3-10-2	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 小山城東店	小山市城東1-2-24	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
クオール薬局 石橋店	下野市石橋812-2	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
SFC薬局 箱森店	栃木市箱森町51-38	クオール株式会社	平成30(2018)年 10月1日	育成医療及び 更生医療

クオール薬局 たかせ店	真岡市高勢町1-143	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 雨ヶ谷店	小山市雨ヶ谷824-46	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 足利店	足利市上洪垂町335-1	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
SFC薬局 東城南店	小山市東城南5-6-28	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
ミドリ調剤薬局	小山市乙女794-5	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
クオール薬局 小山ひがし店	小山市駅東通り1-31-16 柏コーポ106号	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療
SFC薬局 西城南店	小山市西城南6-3-13	クオール株式会社	平成30(2018)年10月1日	育成医療及び更生医療

(障害福祉課)

栃木県告示第529号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、平成30(2018)年7月から同年9月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

平成30(2018)年10月19日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社 J-オイルミルズ静岡工場 静岡県静岡市	有限会社デイリーダイレクト 矢板市	豊年レチエーラ 乳牛用	H30(2018).7	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
カワサキコーポレーション株式会社 氏家事業所 さくら市	同左	飯島守トクセンMIX	H30(2018).7	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
株式会社那須の農 那須TMRサブセンター 那須町	同左	加藤拓央 TMR	H30(2018).8	栄養成分等-粗たん白質、粗繊維、粗灰分	無

注) 1 試験項目の欄には、栄養成分等-粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
こいしや食品株式会社 宇都宮市	同左	飼料	おからサイレージ飼料	H30 (2018) . 7	重金属-カドミウム	無
株式会社 J-オイルミルズ静岡工場 静岡県静岡市	有限会社デイレクター 矢板市	飼料	豊年レクター乳牛用	H30 (2018) . 7	重金属-カドミウム	無
カワサキコーポレーション株式会社 氏家事業所 さくら市	同左	飼料	飯島守トクセンMIX	H30 (2018) . 7	重金属-カドミウム	無
株式会社那須の農 那須TMRサブセンター 那須町	同左	飼料	加藤拓央TMR	H30 (2018) . 8	重金属-カドミウム	無
有限会社ココ・ファーム・ワイナリー 足利市	同左	飼料	ぶどうしぼりかす	H30 (2018) . 8	重金属-カドミウム	無

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

公 告

○認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2項の規定により次のとおり認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により公示する。

平成30(2018)年10月19日

栃木県知事 福田 富一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり市民工房	陣内 雄次	栃木県宇都宮市平松町 561番地	-	平成30(2018)年 10月25日から 平成35(2023)年 10月24日まで

(県民文化課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第八号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十月十九日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第二（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">事務内容及び根拠（関係）規定</td> <td style="width: 20%;">公安委員会への報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一～四十 略</td> </tr> <tr> <td>四十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）<u>第六条第一項</u>又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">要</td> </tr> <tr> <td>四十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法<u>第六条第一項</u>又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法<u>第六条第一項</u>又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">要</td> </tr> <tr> <td>四十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営</td> <td></td> </tr> </table>	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	一～四十 略		四十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号） <u>第六条第一項</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）	要	四十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条第一項</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）		四十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条第一項</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	要	四十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営		<p>別表第二（第三条、第六条関係）生活安全部長専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">事務内容及び根拠（関係）規定</td> <td style="width: 20%;">公安委員会への報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一～四十 略</td> </tr> <tr> <td>四十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）<u>第六条</u>又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">要</td> </tr> <tr> <td>四十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法<u>第六条</u>又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法<u>第六条</u>又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">要</td> </tr> <tr> <td>四十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営</td> <td></td> </tr> </table>	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	一～四十 略		四十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号） <u>第六条</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）	要	四十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）		四十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	要	四十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告																								
一～四十 略																									
四十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号） <u>第六条第一項</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）	要																								
四十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条第一項</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）																									
四十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条第一項</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	要																								
四十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営																									
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告																								
一～四十 略																									
四十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号） <u>第六条</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）	要																								
四十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）																									
四十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法 <u>第六条</u> 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	要																								
四十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営																									

業法第六條第一項又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞に係るものに限る。)	
四十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九條第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更(行政手続法第十三條第一項第一号イ(古物営業法第六條第一項又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞に係るものに限る。)	
四十六 古物営業法第六條第二項の規定による公告	要
四十七～百二十三 略	

業法第六條 又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞に係るものに限る。)	
四十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九條第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更(行政手続法第十三條第一項第一号イ(古物営業法第六條 又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞に係るものに限る。)	
四十六～百二十二 略	

別表第八 (第三條、第六條関係) 生活安全企画課長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一～八十 略	
八十一 古物営業法第六條第一項の規定による古物営業の許可の取消しの通知	
八十二 行政手続法第十五條第一項又は第三項の規定による聴聞の通知(同法第十三條第一項第一号イ(古物営業法第六條第一項又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九條第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第十三條第一項第一号イ(古物営業法第六條第一項又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞	

別表第八 (第三條、第六條関係) 生活安全企画課長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
一～八十 略	
八十一 古物営業法第六條の規定による古物営業の許可の取消しの通知	
八十二 行政手続法第十五條第一項又は第三項の規定による聴聞の通知(同法第十三條第一項第一号イ(古物営業法第六條 又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九條第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理(行政手続法第十三條第一項第一号イ(古物営業法第六條 又は第二十四條の規定による取消しの処分に係るものに限る。)又は同法第二十五條第一項の聴聞	

<p>に係るものに限る。)</p> <p>八十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>に係るものに限る。)</p> <p>八十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>八十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>八十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>八十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>八十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>八十七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条第一項又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>		<p>八十七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第十三条第一項第一号イ(古物営業法第六条 又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)</p>	
<p>八十八(百 略)</p>		<p>八十八(百 略)</p>	
<p>百一 古物営業法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十一号)附則第二条第一項の規定による届出の処理</p>	<p>要</p>		

百二 古物営業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による他の公安委員会への通知
百三～百九十五 略

百一～百九十三 略

別表第十五 (第四条、第六条関係) 警察署長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
一～四十八 略	
四十九 古物営業法第十四条第一項ただし書の規定による届出の処理	
五十～百八十一 略	

別表第十五 (第四条、第六条関係) 警察署長専決事項

事務内容及び根拠 (関係) 規定	公安委員会への報告
一～四十八 略	
四十九～百八十 略	

附 則

この規則は、平成三十年十月二十四日から施行する。

正 誤

発行番号	ページ	行	正		誤	
平成30 (2018) 年 号外第49号中	32	7	2	1	3	
		8	4	4	5	3
		下から15	2	1	3	
		下から14	4	7	5	6